

自主防災部 規約

(名 称)

第1条 この部は、_____ 自主防災部（以下「本部」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本部の事務所は、_____ におく。

(目 的)

第3条 本部は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害等（以下「地震等」という。）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本部の目的を達成するために必要な事項。

(役 員)

第5条 本部には次の役員をおく。

- (1) 会 長 ___名
- (2) 副会長 ___名
- (3) 班長 若干名

2 役員任期は自治会役員任期に準ずるものとする。

(役 割)

第6条 部長は、自主防災部を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときは、その職務を行う。

3 班長は、担当班の任務遂行及び班員の指揮をとる。

(会 議)

第7条 本部の会議は、部長が必要に応じて召集する。

- (1) 部長は、会議の長となり、議事を進行する。
- (2) 会議での決定内容は、逐一部員に周知する。

(防災計画)

第8条 本部は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(会 計)

第9条 本部の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第10条 本部の会費は、会議での議決を経て、別に定める。

第11条 会計年度は、自治会の会計年度に準じる。

(雑則)

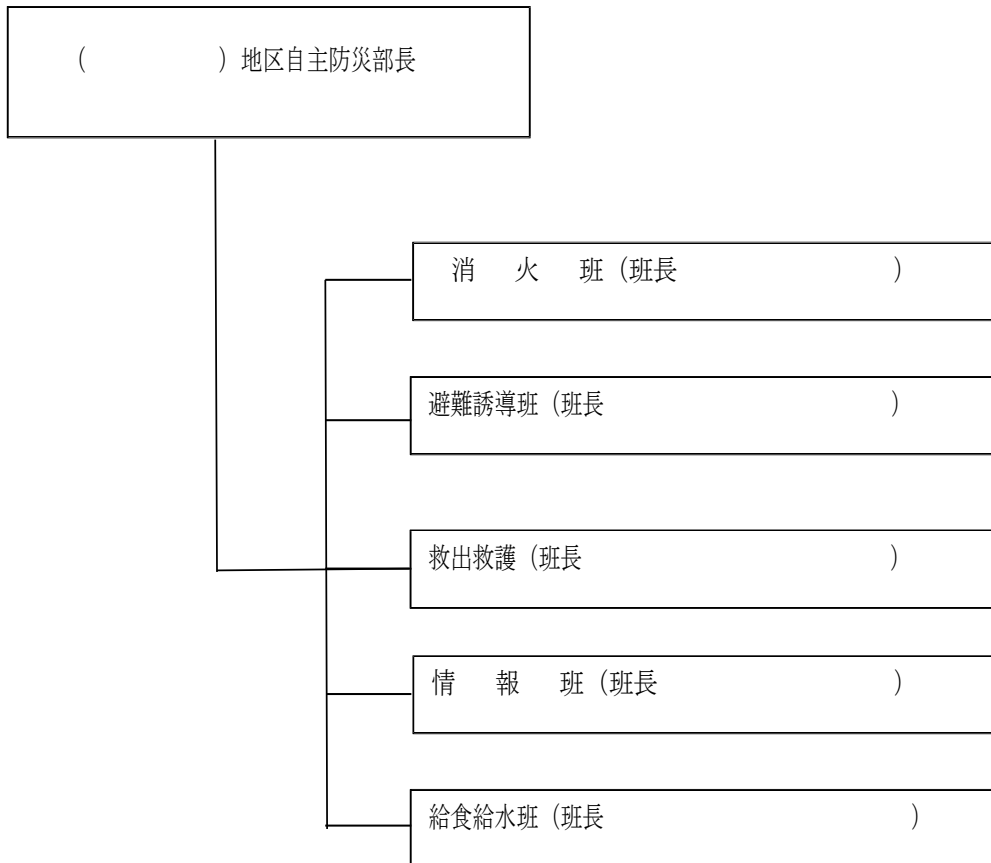
第12条 この規約に定めない事項で、本部の運営に必要な事項は、部長が役員会に諮り定める。

付 則

この規約は、_____ 年 _____ 月 _____ 日から実施する。

別表第1（第4条関係）

自主防災組織編成例



備 考

- 1 住民組織の機構（活動分野）の1つとして自主防災組織を位置づけることが地域活動の一体性を図るうえで好ましいものであること。
- 2 この表はあくまで例示であり、各班の構成は地域の実情（例えば、がけ崩れのおそれのある地域では巡視班、水害のおそれのある地域では水防班を置くなど）に応じて編成することが望ましい。

別表第1 (第4条関係)

自主防災組織各班の役割例

活動概要 班編成	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> ○各班の役割は、これを分担するそれぞれの班が中心となり、これに他の班が協力して実施する。この活動により、区域内の住民の防災に対する関心を維持し、災害時における行動力を養う。 ○火気使用設備器具等の点検 ○石油類、プロパンガスボンベ等の管理状況の点検 ○消火用資機材の準備と点検 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の実情に応じた活動体制をとる。例えば、火災の心配のない場合には、消火班は他の班の活動を支援する。このような方法で全班が協力して災害に対処する。 ○出火防止及び初期消火活動 ○地震時における出火防止の呼びかけ
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路・避難場所の周知と現状の把握 ○要配慮者の把握 ○避難誘導用資機材の準備と管理 ○避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な避難場所の指示 ○要配慮者の避難と手助け ○避難誘導
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○負傷者等の救出と応急手当用資機材の準備と管理 ○応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の把握及び救護所等への搬送 ○負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○研修会等の開催 ○情報収集・伝達用資機材の準備と管理 ○情報の収集・伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集と伝達 ○防災機関に対する災害状況の通報 ○避難勧告等の伝達
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料水等の備蓄物資の備えの呼びかけ ○炊飯用具等の準備と管理 ○炊き出し訓練の実施 ○給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急物資・応急給水等の実施 ○炊き出し等の給食活動 ○給水活動
その他地域の実情に応じて必要とされる班	<p>例えば、がけ崩れのおそれのある地域では巡視班、水害のおそれのある地域では水防班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。</p>	